

「営業所の専任技術者」が、主任(監理)技術者又は現場代理人となることについて

○「営業所の専任技術者」とは

工事請負契約の締結にあたり、技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことがその職務ですので、所属営業所に常勤していることが原則です。

「営業所の専任技術者」は、建設業許可を受けようとする時に、許可を受ける業種ごとに必ず1名以上の専任の技術者を営業所に置くこととされています。（1名で複数業種の「営業所の専任技術者」になることは可能）

(1) 主任（監理）技術者との兼務について

原則、主任（監理）技術者との兼務は認められませんが、例外的に、以下の要件をすべて満たしている場合には、営業所の専任技術者も主任（監理）技術者になることができます。

【要件】

- ① 専任を要しない建設工事であること。
〔※専任を要する工事：請負金額 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は、請負金額 9,000 万円以上）の建設工事〕
- ② 所属する営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ③ 所属する営業所と現場が近接し、常時連絡を取りうる体制にあること。

(2) 現場代理人との兼務について

営業所の専任技術者が、現場代理人を兼務することはできません。

延岡市発注工事における現場代理人については、延岡市工事請負契約約款第 10 条において、工事現場に常駐することが定められています。

要注意！

※「営業所の専任技術者」が所属営業所に常駐する義務に違反すると、監督官庁（国土交通大臣又は都道府県知事）からの監督処分の対象となりますので、ご注意ください。